

特定適用事業所以外の適用事業所に使用される者の健康保険の適用等について

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 114 号）が平成 28 年 12 月 26 日に公布されました。このうち、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 62 号）の一部改正による特定適用事業所以外の適用事業所に使用される者の健康保険の適用等の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

なお、厚生年金保険についても同様の取扱いとなります。

- 1 平成 28 年 10 月 1 日から、健康保険の適用対象者が拡大され、1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満、かつ、次の要件を満たす者については、健康保険の被保険者としてきました。

[適用拡大要件]

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること。
- ② 1 年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上あること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 特定適用事業所（※1）であること。

- 2 この度、先記の法律が公布され、特定適用事業所以外に使用される短時間労働者についても、一定の要件を満たせば、新たに健康保険の適用対象とする等の改正内容が、次のとおり示されました。

なお、先記の法律は、平成 29 年 4 月 1 日に施行される予定であり、今後、健康保険法施行規則についても、改正が予定されています。

[改正内容]

- ① 特定四分の三未満短時間労働者（※2）を非適用とすること。
- ② 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所が、①の適用を受ける（※3）ための申出ができること。
- ③ 特定適用事業所以外の適用事業所が、①の適用を受けない（※4）ための申出ができること。
- ④ ③の申出をした適用事業所が、①の適用を受ける（※3）ための申出ができること。

特定適用事業所以外の事業所が、適用拡大対象者を被保険者としたい場合は、[改正内容]の③の申出をすることとなります。

※1 適用事業所であって、通常の労働者及び 1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 以上である短時間労働者の総数が常時 500 人を超える適用事業所

※2 特定適用事業所以外に使用される 1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、健康保険法第 3 条第 1 項各号に規定する適用除外要件に該当しない者（上記の [適用拡大要件] ①～④に該当す

る者等)

※3 特定四分の三未満短時間労働者を非適用とする、という意味

※4 特定四分の三未満短時間労働者を適用とする、という意味

3 [改正内容]の②～④の申出をするためには、労使同意を得る必要があります。各同意要件は次のとおりです。

(1) [改正内容]の②、④の申出をする場合に必要な同意

① ※四分の三以上同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合がある場合

・ 当該労働組合の同意

② ※四分の三以上同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合がない場合

・ 以下のア又はイに掲げる同意

ア 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の4分の3以上を代表する者の同意

イ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の4分の3以上の同意

※四分の三以上同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者及び70歳以上の使用される者

(2) [改正内容]の③の申出をする場合に必要な同意

① ※二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合がある場合

・ 当該労働組合の同意

② ※二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合がない場合

・ 以下のア又はイに掲げる同意

ア 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

イ 当該事業主の1又は2以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の2分の1以上の同意

※二分の一以上同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者

4 通常、健康保険の資格取得日及び資格喪失日は、適用事業所に適用された日及び適用されなくなった日の翌日ですが、特定四分の三未満短時間労働者の資格取得日は、特定四分の三未満短時間労働者を適用する旨の申出を事業所が健康保険組合に行った日になります。同様に、資格喪失日においても、特定四分の三未満短時間労働者を適用しない旨の申出を事業所が健康保険組合に行った日の翌日となります。

5 (非)適用する際の申出方法及び様式等については、今後、健康保険法施行規則の改正に合わせて通知等で示される予定になっています。

※ 平成29年2月15日 健康保険組合連合会発行「健康保険」(52頁～53頁)から引用しました。